

(参考資料 3 - 1)

全国知事会事務局の組織等に関する規則の
一部改正について

全国知事会事務局の組織等に関する規則の一部を次のとおり改正する。

平成 17 年 5 月 31 日提出

全 国 知 事 会
会 長 麻 生 渡

全国知事会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

全国知事会事務局の組織等に関する規則（昭和四十六年六月十四日施行）の一部を次のように改正する。

第四条第一項総務部第十号中「地方制度常任委員会」を「総務常任委員会」に改める。

調査第一部第五号中「地方制度常任委員会」を「総務常任委員会」に改める。

調査第二部中第四号を第五号とし、第五号を第六号とし、第六号を第七号とし、第七号を第八号に繰り下げ、第四号として、「総務常任委員会（財源調整に関する事項）」に関する事項」を加える。

国際部第三号中「地方制度常任委員会」を「総務常任委員会」に改める。

附則

この規則は、平成十七年六月一日から施行する。

（改正事由）

常任委員会及び特別委員会の体制を機動的・効率的に運営できる組織とすることから「地方制度常任委員会」を「総務常任委員会」へ名称の変更をすることに伴う改正及び「総務常任委員会」の分掌事務を追加する改正を行うものである。

全国知事会事務局の組織等に関する規則の一部改正・新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第一条 第三条 (略)</p> <p>(部及び室の分掌事務)</p> <p>第四条 部及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 <u>総務常任委員会</u>(自治医科大学の運営に関する事項)に関する事項</p> <p>十一 十二 (略)</p> <p>連絡広報部</p> <p>一 八 (略)</p>	<p>第一条 第三条 (略)</p> <p>(部及び室の分掌事務)</p> <p>第四条 部及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>一 全国知事会議、正副会長会議及び理事会に関する事項</p> <p>二 予算及び決算に関する事項</p> <p>三 収入、支出命令及び出納事務に関する事項</p> <p>四 職員の人事及び給与に関する事項</p> <p>五 職員の福利厚生に関する事項</p> <p>六 公文書の收受、管理等に関する事項</p> <p>七 公印に関する事項</p> <p>八 財産及び物品の管理に関する事項</p> <p>九 事務局の庶務に関する事項</p> <p>十 <u>地方制度常任委員会</u>(自治医科大学の運営に関する事項)に関する事項</p> <p>十一 他の部に属さない特別委員会に関する事項</p> <p>十二 他の部に属さない事項</p> <p>連絡広報部</p> <p>一 都道府県との連絡に関する事項</p> <p>二 政府、国会、政党及び報道機関に関する連絡調整及び情報の収集整備に関する事項</p>

調査第一部

- 一、四 (略)

- 五| 総務常任委員会に関する事項(他の部に属する事項を除く。)

- 六、七 (略)

調査第二部

- 一、三 (略)

- 四| 総務常任委員会(財源調整に関する事項)に関する事項
五| 農林商工常任委員会(経済産業行政)に関する事項
六| 建設運輸常任委員会に関する事項

- 三 情報化推進対策に関する事項
四 前号に関連する特別委員会に関する事項
五 広報に関する事項
六 機関誌の編集及び発行に関する事項
七 都道府県職員の研修に関する事項
八 地方自治確立対策協議会に関する事項

調査第一部

- 一 地方制度に関する調査研究及び立案に関する事項
二 地方財政に関する調査研究及び立案に関する事項
三 社会文教行政(文部科学行政)に関する調査研究及び立案に関する事項

- 四 農林商工行政(農林水産業行政)に関する調査研究及び立案に関する事項

- 五| 地方制度常任委員会に関する事項(他の部に属する事項を除く。)

- 六 社会文教常任委員会(文部科学行政)に関する事項
七 農林商工常任委員会(農林水産業行政)に関する事項

- 八 第一号から第四号までの事項に関連する特別委員会に関する事項

調査第二部

- 一 農林商工行政(経済産業行政)に関する調査研究及び立案に関する事項

- 二 建設運輸行政に関する調査研究及び立案に関する事項
三 社会文教行政(厚生労働行政及び環境行政)に関する調査研究及び立案に関する事項

- 四| 農林商工常任委員会(経済産業行政)に関する事項
五| 建設運輸常任委員会に関する事項

- 六| 社会文教常任委員会(厚生労働行政及び環境行政)に関する事項

- 七| 社会文教常任委員会（厚生労働行政及び環境行政）に関する事項
- 八| 第一号から第三号までの事項及び財源問題に関する事項に関連する特別委員会に関する事項

国際部

- 一|二（略）

- 三| 総務常任委員会（国際交流、国際協力等に関する事項）に関する事項

研究室

- 一|三（略）

第五条|第十三条（略）

- 七| 第一号から第三号までの事項及び財源問題に関する事項に関連する特別委員会に関する事項

国際部

- 一| 外国関係諸会議に関する事項
- 二| 国際交流、国際協力等に関する調査研究、資料の収集及び立案に関する事項
- 三| 地方制度常任委員会（国際交流、国際協力等に関する事項）に関する事項

研究室

- 一| 地方自治に関する基本的な重要問題の調査研究に関する事項
- 二| 前号の事項に関連する特別委員会に関する事項
- 三| 図書及び資料の管理に関する事項

第五条|第十三条（略）

附則

- 1 この規則は、昭和四十六年六月十四日から施行する。
- 2 第二条に定めるもののほか、必要に応じて事務局に部等を設置することができる。

附則

- 1 この規則は、平成二年八月一日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成六年七月二十一日から施行する。

1 | 附 則
この規則は、平成十七年六月一日から施行する。

1 附 則
この規則は、平成十四年一月一日から施行する。

1 附 則
この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

1 附 則
この規則は、平成十六年四月十五日から施行する。

1 附 則
この規則は、平成十六年十二月十五日から施行する。

1 附 則
この規則は、平成十七年四月十四日から施行する。